

巻末資料

○ 学校教育法施行令（抄）（昭和28年10月31日政令第340号）

第二十二條の三 法第七十五條の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達が遅延があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅延の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 聴力の測定は、日本産業規格によるオーディオメータによる。

○ 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（抄）
（平成25年10月4日25文科初第756号）

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては2（2）と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

すべての保護者の皆様へ

お子様の入学やその後の学習等について、理解を深めるための参考にしてください。

⇒
本リーフレットの
感想を入力ください。



- ☆ 二次元コードを読み取ると、説明動画を視聴することができます。
- ☆ Q8～12は保護者や当事者の感想を収録しています！

就学前

Q1 就学先決定までの流れは？

10月31日
まで

学齢簿の作成

11月30日
まで

就学时健康診断

学びの場の
検討・判断

1月31日
まで

入学期日等の通知

Q2 就学の仕組みは？

就学後

Q3 学びの場ってどんなところ？

特別支援学校

小・中学部、高等部

Q4 高校と特別支援学校の違いは何？

小・中学校、高等学校等

通常の学級

通級による指導

特別支援学級
(小・中学校のみ)

Q9 特別支援学校に通う
本人はどんな気持ち？

Q10 中学校卒業後の保護者は
どんな気持ち？

卒業後

Q5 就労にはどんな制度
があるの？

一般企業での就労

・企業での障がい者雇用

福祉制度を活用した就労

・就労移行支援
・就労継続支援A型
・就労継続支援B型

Q6 就労や生活で困った時に
どこに相談したらいいの？

生活の場

・グループホーム
・施設入所

Q7 生活の場にはどんなところがあるの？

Q11 卒業後の保護者は
どんな気持ち？

Q12 卒業後の本人は
どんな気持ち？

一人一人の子どもが「よさ」や「可能性」を最大限発揮できる学びの場を求めて 多様な学びの場と就学先決定までのプロセス



小・中学校

通常の学級

- 通常の学級でも、学習上の困難に応じた支援を行います。

タブレット端末を使った支援

座席の位置を配慮

支援員による個別支援

通級指導教室

- 通常の学級に在籍しながら、週に1～2時間程度、通級指導教室で特別の指導（自立活動）を行います。
- コミュニケーションや社会性などについて少数で学ぶ場合もあります。

学びの場の変更が可能

特別支援学級

- 障がい種別の少人数の学級（8人以下）で一人一人に応じた教育を行います。

【知的障がい以外の特別支援学級】

- 国語や算数（数学）など、通常の学級と同じ内容や、下の学年の内容を学習します。

【知的障がい特別支援学級】

- 子どもの実態に応じた、内容を学習します。
- 生活に必要な内容を学習します。

学びの場の変更が可能

特別支援学校

- 将来の自立と社会参加に向けて、障がいの状態などに応じた、きめ細かな教育を行います。
- 小学部・中学部・高等部があり、幼稚部や専攻科のある学校もあります。
- 通学バスや寄宿舎のある学校もあります。
- 近隣の学校や居住地の小・中学校との交流及び共同学習を行うこともあります。

※特別支援学校に就学できる障がいの種類や程度は法令で定められています。

本道の特別支援学校→



個別的教育支援計画と個別の指導計画に基づいた指導・支援を行います。

障がいのある子どもの就学先決定までのプロセス

就学に関する事前の相談
(就学説明会、学校見学、体験入学などへ保護者が参加)

就学時健康診断(11月30日まで)

学びの場の検討・判断

保護者等の意見聴取
・意向確認

教育支援委員会
専門家から意見を聴取

市町村教育委員会が
総合的に判断

保護者等の意向の
最終確認(合意形成)

就学先決定

保護者の意見は最大限尊重

Q 最初に就学した学びの場は、卒業するまで継続されるのでしょうか？

A 学校や学びの場は、固定したものではありません。
子どもの適応の状況等を勘案しながら、小・中学校と特別支援学校間で**双方向での転学**や、通常の学級、通級による指導、特別支援学級間の**学びの場の変更ができます。**

Q 学びの場を選ぶ際には、どのようなことを考えると良いですか？

A まずは、障がいのない子どもと**同じ場でともに学び**ことを目指します。
その上で、子どもが、
①授業内容を**理解している**
②学習活動に参加している**実感・達成感**をもち、**充実した時間**を過ごしているなど、
保護者が子どもの成長を感じられる場を選択することが大切です。

通級による指導

通級による指導とは・・・

通常の学級に在籍し、大部分の授業は通常の学級で受けながら、一部、「通級指導教室」という特別な場で、子ども一人一人の困難さに応じた指導を受けます。



● 対象はどのような子どもですか？

次の障がいがあり、通常の学級の学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の子どもの対象です。

なお、医学的な診断の有無だけで判断するものではありません。

- ・言語障がい ・自閉症 ・情緒障がい ・弱視 ・難聴 ・LD（学習障がい）
- ・ADHD（注意欠陥多動性障がい） ・肢体不自由 ・病弱及び身体虚弱

例えば・・・

集中力が
続かない

落ち着き
がない

文章を読んだり書いたり
するのが苦手

気持ちのコントロールが
上手くできない

友だちと上手く
関われない



● どこで受けられますか？

子どもが通う学校に通級指導教室がある場合は自分の学校で、ない場合は近隣の通級指導教室がある学校へ通い指導を受けます。

通級による指導には、以下の3つの形態があります。子どもが通う学校がどの形態かは学校に確認してください。

● いつ、何時間くらい受けられますか？

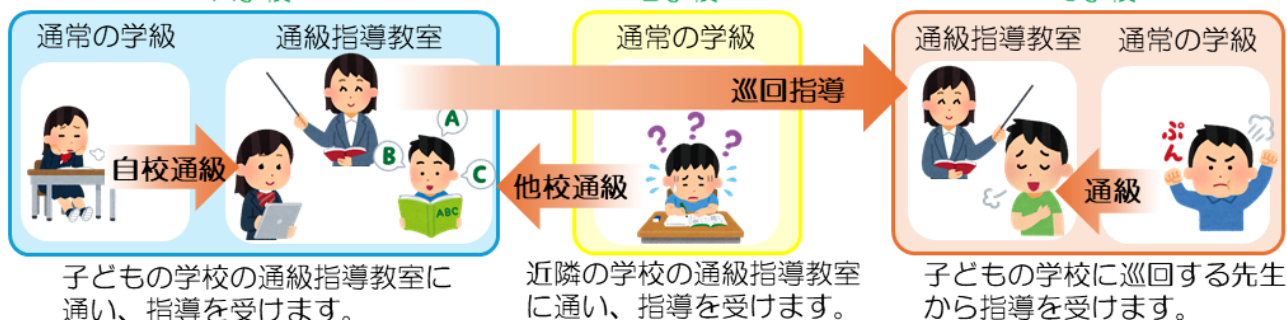
週に1、2時間程度、在籍学級の授業中に指導を受ける場合と、放課後等に指導を受ける場合があります。

週に何時間、どの場面で指導を受けるかは子どもの状態に応じて決定します。

A学校

B学校

C学校



● どのような学習をしますか？

障がいの状態に応じた「自立活動」を行います。「自立活動」とは、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導です。

例えば・・・

気持ちの整理の仕方を身に付ける



自分に合った学習方法を身に付ける



得意なこと、苦手なことなど、自分のことを理解する



自立活動

他者との関わり方や、状況に応じた言葉遣いを身に付ける



苦手な言葉を話しやすくする練習をする



● 苦手な教科を個別に指導してくれますか？

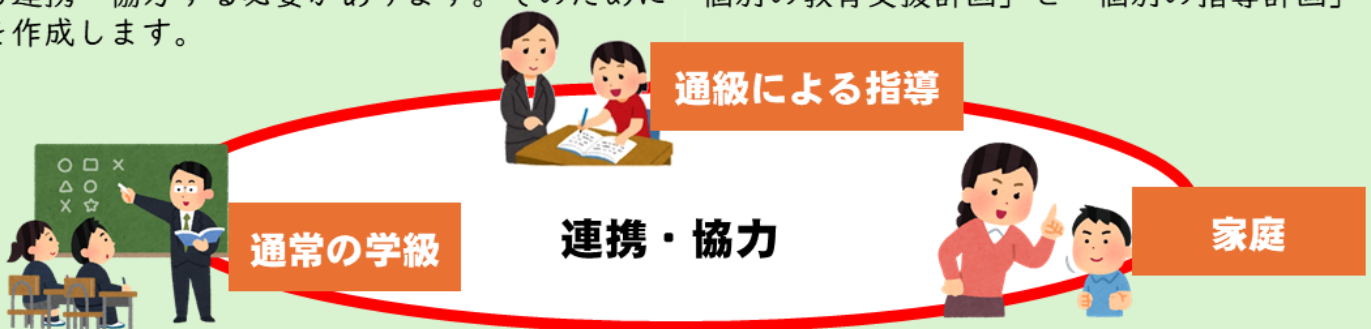
単に教科の遅れを補充する指導ではなく、子どもの障がいに応じた「自立活動」の指導を行います。

● 指導を受けるためにはどうしたらよいですか？

まずは、子どもが通う学校の担任の先生や特別支援教育コーディネーターの先生に相談してください。

通級による指導を効果的に進めるために

通級による指導の担当者と保護者、在籍学級の先生が日常的に学習の状況を情報共有しながら連携・協力する必要があります。そのために「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成します。



● 個別の教育支援計画

本人や保護者の願い、障がいによる困難な状況、支援目標と内容、合理的配慮、生育歴等について、学校と本人・保護者、関係者が情報を共有し、連携して支援するための計画

● 個別の指導計画

児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した指導計画

ハンドブックの作成に当たり参考とした資料

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）
〔平成25年10月4日 文部科学省〕

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm



発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～〔平成29年3月 文部科学省〕

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm



特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）
〔平成30年3月 文部科学省〕

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm



障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～
〔令和3年6月 文部科学省〕

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm



特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について
（通知）〔令和4年4月27日 文部科学省〕

URL

通知 : https://www.mext.go.jp/content/20220428-mxt_tokubetu01-100002908_1.pdf

Q & A : https://www.mext.go.jp/content/20221102-mxt_tokubetu02-100002908_1.pdf



（通知）



（Q & A）

5歳児健康診査マニュアル〔こども家庭科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業「身体的・精神的・社会的(biopsychosocial)に乳幼児・学童・思春期の健やかな成長・発達をポピュレーションアプローチで切れ目なく支援するための社会実装化研究」（研究代表者：永光信一郎）研究分担者：小枝達也、小倉加恵子 研究協力者：是松聖悟〕

URL : https://www.jpa-web.org/pediatric-related_information/manuals.html



3～5か月児健診、9～10か月児健診、1歳6か月健診、3歳児健診、5歳児健診のための健やか子育てガイド〔こども家庭科学研究費補助金等成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業「身体的・精神的・社会的(biopsychosocial)に乳幼児・学童・思春期の健やかな成長・発達をポピュレーションアプローチで切れ目なく支援するための社会実装化研究」（研究代表者：永光信一郎）分担研究者：小枝達也〕

URL : <https://www.jschild.or.jp/archives/5772/>

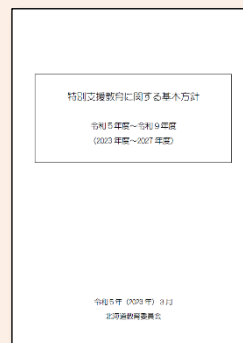


特別支援教育に関する基本方針

令和5年度～令和9年度（2023年度～2027年度）

[令和5年3月 北海道教育委員会]

北海道における特別支援教育の充実に向け、社会情勢の変化や国の動向と、本道の特別支援教育の現状や課題を整理し、道教委における施策や、市町村教育委員会、学校における取組の方向性を示しています。



URL : <https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/kihonhousin.html>

教育支援のためのハンドブック（改訂版）

[令和5年3月 北海道特別支援教育振興協議会]

障がいのある子どもの早期からの一貫した支援や各障がいの特性と教育的対応等についてQ & A方式で分かりやすく整理されています。

また、事務手続きや関係法令についても巻末にまとめられた資料です。

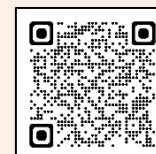
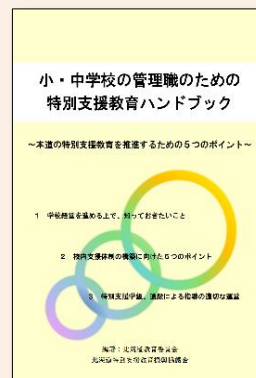


URL : http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/page_20240429033446/page_20240917002444

小・中学校の管理職のための特別支援教育ハンドブック

[令和5年11月 北海道特別支援教育振興協議会]

特別支援教育を一部の教職員が担当する「特別な教育と捉えるのではなく、全ての教職員が携わり推進すべきとの認識の下、校内体制を整備する際の参考として活用できる資料です。



URL : http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/page_20240429033446/page_id1162

執筆者等

□ 事例提供いただいた教育委員会

妹背牛町、今金町、釧路町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町

□ 内容等に関わる御助言をいただいた組織

北海道特別支援教育振興協議会

北海道教育支援委員会

広域特別支援教育連携協議会

□ 執筆者

(主執筆)

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課

課長補佐 山 内 功

主 査 坂 内 仁

主任指導主事 檜 山 正 太

(作成協力)

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課

係 長 吉 田 卓 郎

主任指導主事 林 部 直 人

主 査 但 田 寛 和

主任指導主事 高 石 純

□ 協力機関等

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課

北海道教育庁学校教育局義務教育課義務教育指導係

北海道教育庁学校教育局義務教育課幼児教育推進センター

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課不登校児童生徒支援係

北海道立特別支援教育センター

教育支援委員会と校内委員会の
機能充実を図るためのハンドブック

令和6年10月発行

発行：北海道特別支援教育振興協議会

編著：北海道教育庁学校教育局特別支援教育課

(札幌市中央区北3条西7丁目)